

(意見書案第 11 号)

「障害者権利条約」の早期批准を求める意見書

障がいのある方々の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者権利条約」は、5年の検討期間を経て、昨年12月13日、国連総会本会議においてコンセンサス採択され、本年3月30日、署名のために開放された。

日本国政府においては、本条約の起草段階から積極的にかかわってきており、9月28日、署名を終えたところである。

我が国においては、障害者基本法の改正を機に、障がいのある方々が住みなれた地域で自立した生活を送り、社会活動に参加できるよう、福祉サービスはもとより、医療、まちづくり、教育などのさまざまな分野にわたる施策が推進されている。

北海道においても、本年3月の「北海道障がい福祉計画」に沿って、障がいのある方々への支援体制づくりを進め、希望するすべての方が地域で暮らせる社会の実現を目指しているところである。

しかしながら、障がいのある方々は、いまだに、雇用や教育など社会生活のさまざまな場面で、差別や不利益を受けているという状況にある。

同条約では、固有の尊厳、個人の自律及び自立の尊重、非差別、社会への完全かつ効果的な参加及びインクルージョン、差異の尊重並びに人間の多様性・人間性の一部として障がいのある人の受容、機会の平等、アクセシビリティ、男女平等、障がいのある子供の発達途上の能力の尊重及びアイデンティティを保持する権利の尊重を一般的原則として定め、障がいのある方すべての人権や基本的自由を完全かつ平等に享有できるよう社会環境を整えることなどが求められており、国際社会全体として障がいのある方々に対する差別をなくすことによる真の平等社会の実現が期待される意義深いものである。

なお、同条約においては「合理的な配慮」や「イシクルーシブ教育」の実現が求められており、国内法制度との整合を図るために慎重な検討が求められる。

よって、国においては、国内法に関する必要な措置をできる限り速やかに行い、本条約を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成19年12月14日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
厚生労働大臣

} 宛